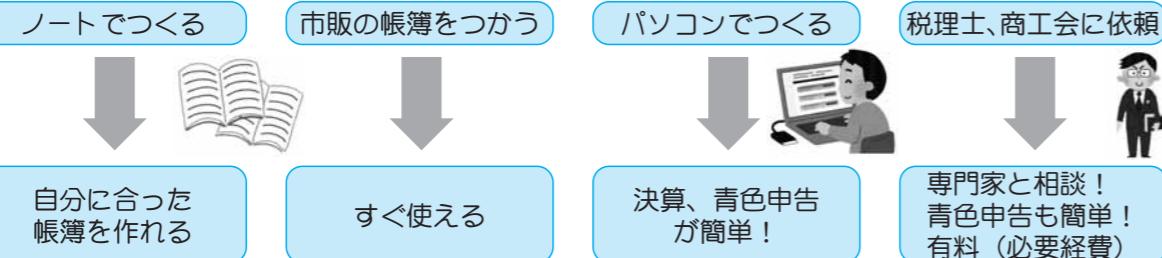


帳簿作成は事業者の義務！

平成26年1月から事業所得、不動産所得または山林所得を有するすべての白色申告者に対して、記帳と帳簿書類の保存が義務付けられました。記帳することで、正しい所得が計算でき、正しい税額を求めることができるので、事業の健康状態（黒字や赤字）のチェックや節税につながります。

 帳簿は事業用の家計簿のようなものです！

帳簿をつくってみよう！



※漁協作成の「組合利用実績表」や農協作成の「農協取引年次集計表」は、帳簿ではありません。（税務署談）

 帳簿は、「収支内訳書」がつくりやすいように工夫すると、申告の際に帳簿を集計するだけで簡単に「収支内訳書」ができあがります。

	白色申告者が必ず保存する帳簿	保存期間	大切に保管！
法定帳簿	収入金額や必要経費を記載したもの	7年	
任意帳簿	上記以外の業務に関するもの	5年	
その他書類	請求書や領収書、納品書や棚卸表など	5年	

法定帳簿とは…

白色申告者が必ず保存する帳簿です。事業の売上や仕入、経費などを記載した帳簿です。白色申告者が作成する帳簿は、簡易なものでかまいません。

任意帳簿とは…

業務にかかる取引について作成した帳簿で、法定帳簿以外のものをいいます。たとえば、売掛帳や固定資産台帳が該当します。

<ゼイコップのワンポイントアドバイス> 『段取り八分でこまめに記帳』

帳簿は、段取りよくすると後が楽になります。こまめに記帳をしないと、経費を見落とす可能性が高く、正しい所得を計算することができなくなってしまいます。そうならないためにも「こまめに記帳」して申告の際に慌てないようにしましょう。

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

おうちの 納稅教室 ゼイコップ 第11話



今月の税	
固定資産税	第3期
国民健康保険税	第4期
後期高齢者医療保険料	第3期
介護保険料	第3期
納付期限	9月30日(金)
口座振替日	9月26日(月)

